

タイムスタンプの国による認定制度

- 2020年3月より、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会(座長:立教大学法学部教授東條吉純)」を開催し、国際動向も踏まえつつ、国としての認定の仕組みを検討。
- 2020年12月、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)」と、本案を踏まえた告示として「時刻認証業務の認定に関する規程(案)」を公表し、意見募集を実施。2021年4月1日に公布・施行(指定調査機関の関係のみ)。
- 2021年6月24日に指定調査機関として一般財団法人日本データ通信協会を指定、同年7月30日に当該規程の認定部分について施行、認定の受付を開始。

タイムスタンプの国による認定制度(総務省告示)の概要

- 電子データがある時点に存在していたこと及び当該電子データがその時点から改ざんされていないことを証明する情報である「タイムスタンプ」を、電子データに係る情報に付与する役務を提供する業務を「時刻認証業務」とする。
- 時刻認証業務の中で、確実かつ安定的にタイムスタンプを発行するための要件を満たすものを、「認定時刻認証業務」とする。

認定要件のポイント(抜粋)

- デジタル署名方式を用いること。
- 時刻源は国立研究開発法人情報通信研究機構のUTC(NICT)とすること。
- 発行する(した)タイムスタンプと当該時刻源との時刻差が1秒以内となるよう、時刻の品質を管理及び証明する措置を講じること。
- タイムスタンプは十分な安全性を有する暗号技術や装置等を用いて生成・管理すること。

認定制度の仕組み

